



兵庫労働局

## Press Release

兵庫労働局発表  
令和3年4月26日

[照会先]

兵庫労働局 職業安定部 職業安定課  
課長 前橋 秀憲  
課長補佐 奥村 眞司  
(TEL)078-367-0802  
(FAX)078-367-3852

報道関係者 各位

### 緊急事態宣言下における平日夜間及び土曜日開庁について

緊急事態宣言期間（令和3年4月25日～同年5月11日まで）中の取扱い

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言期間（令和3年4月25日から同年5月11日まで）中において外出自粛の要請を踏まえ、行政サービスを維持しつつ、感染拡大防止を図る観点から、平日夜間及び土曜日開庁について、兵庫労働局管内のハローワークは別紙のとおり取扱います。

※ 平日夜間及び土曜日開庁では、職業相談・職業紹介業務のみを行っており、雇用保険関係業務、求人関係業務及び助成金関係業務は行っておりません。

## 緊急事態宣言下における平日夜間及び土曜日開庁について

### 1 平日夜間開庁

下記のハローワークは、平日夜間（17時15分以降）に業務を行っておりますが、緊急事態宣言期間中においては、一部のハローワークで取扱を変更しています。

ハローワーク名	緊急事態宣言期間前の内容	緊急事態宣言期間中の取扱い	
		内容	左記の日にか
神戸新卒応援ハローワーク	月～金曜日の 10:00～19:00 に開庁	変更なし	—
ハローワークプラザ三宮	月～金曜日の 10:00～18:30 に開庁	変更なし	—
尼崎所	月・水・金曜日の 8:30～18:00 に開庁	夜間開庁（17:15以降）しない。 ただし、月曜日（17:15～18:00）は、 電話による相談・紹介を行う。	4月26日（月） 5月10日（月）
西宮所	火・木曜日の 8:30～18:00 に開庁	夜間開庁（17:15以降）しない。 ただし、火曜日（17:15～18:00）は、 電話による相談・紹介を行う。	4月27日（火） 5月11日（火）
姫路所 ※	月～金曜日の 10:00～18:00 に開庁	変更なし	—
加古川所	火・木曜日の 8:30～18:00 に開庁	夜間開庁（17:15以降）しない。 ただし、火曜日（17:15～18:00）は、 電話による相談・紹介を行う。	4月27日（火） 5月11日（火）

※ 姫路所庁舎ではなく、ハローワークステーション姫路で平日夜間開庁を行っております。

## 2 土曜日開庁

下記のハローワークは、土曜日に業務を行っておりますが、緊急事態宣言期間中においては、一部のハローワークで取扱を変更しています。

ハローワーク名	緊急事態宣言 期間前の内容	緊急事態宣言期間中の取扱い	
		内 容	留意点
神戸所 尼崎所 姫路所	第1・第3土曜日の 10:00～17:00 に開庁	開庁しない。	—
ハローワークプラザ三宮 西宮所 加古川所 明石所	第2・第4土曜日の 10:00～17:00 に開庁	開庁しない。	—
三木市ふるさとハローワーク	毎週土曜日の 9:00～17:00 に開庁	変更なし ※	5月1日(土)は 閉庁 ※

※ 5月1日(土)は、ハローワークシステムの改修のため、すべてのハローワークは閉庁  
します。

## 3 電話番号

上記1において、「開庁せずに電話による相談・紹介」を行う日・時間帯における連絡先電話番号は下記のとおりです。

- (1) ハローワーク尼崎            06-7664-8607
- (2) ハローワーク西宮           0798-75-6714
- (3) ハローワーク加古川        079-421-8624